

指導資料

「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて

～つぎの一步～



平成 27 年度 道徳教育実践研究事業のまとめ

兵 庫 県 教 育 委 員 会
兵庫県道徳教育実践推進協議会

は じ め に

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、子どもたちの規範意識や地域社会の教育力の低下が指摘されています。文部科学省では平成 27 年 3 月に、道徳教育に係る学習指導要領の一部改正を行い、これまでの「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として新たに位置付けました。これは、昭和 33 年に道徳が新たな領域として設けられて以来の大きな転換です。この一部改正の大きな背景には、いじめの問題に起因して、子どもの心身の発達に重大な支障が生じる事案や、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案が生じており、いじめを早い段階で発見し、早期に対応・解決し、全ての子どもを救うことが喫緊の課題となっていることがあります。

具体的には、「これまで取り組んできた道徳教育の基本的な考え方は、適切なものであり、今後も引き継ぐべきである」とした上で、明確で理解しやすい「目標」、より発達の段階を踏まえた体系的な「内容」、多様で効果的な「指導方法」が示されました。加えて、「検定教科書の導入」に関しては、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材も併せて活用することが重要であることから、「兵庫版道徳教育副読本」を、検定教科書導入後も引き続き積極的に活用していきます。さらに、教科化にともなう「評価」については、数値によらず児童生徒が自らの成長を実感できるような評価を、さらに研究していく必要があります。

県教育委員会では、道徳の教科化に向けて、道徳教育実践推進協議会を開催し、「教員の道徳の時間における実践的な指導力向上」を本年度の最重要課題としました。これを受けて、道徳教育推進教師を対象とした全県研修や各教育事務所で実施した地区別研修では、「道徳の模擬授業」を取り入れる等、「道徳の授業力」の向上を目指してきました。

また、本年度は、道徳教育実践研究推進地域として、県内 11 地域を指定し、「兵庫版道徳教育副読本」及び「私たちの道徳」を効果的に活用した授業研究、家庭・地域と連携した取組、小中連携による取組等を中心に道徳教育を推進しました。この度、これらの取組の成果を「道徳教育実践推進協議会」の協力のもと、本冊子にまとめました。各学校においては、この冊子を活用した授業研究を促進し、道徳の時間を要とした道徳教育を充実させ、子どもたちの豊かな心を育成することを期待します。

最後になりましたが、本冊子を発行するにあたり、ご尽力いただきました「道徳教育実践推進協議会」の横山利弘委員長をはじめ委員の皆様、各推進地域の皆様に心から感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

兵庫県教育委員会

目 次

I 章 道徳の時間は、「特別の教科 道徳」に変わりました

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 教科化へのスケジュール | 1 |
| 2 | 教科化で「変わること」「変わらないこと」 | 1 |

II 章 兵庫県の道徳教育は

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 兵庫県の道徳教育 | 3 |
| 2 | 兵庫県の道徳教育推進状況 | 4 |
| 3 | 兵庫版道徳教育副読本について | 5 |

III 章 平成 27 年度推進地域の取組と成果

- | | | |
|---|-------------------------------|---|
| ○ | 教材の分析等に視点をおいた取組 | 6 |
| ○ | 指導方法等に視点をおいた取組 | 6 |
| ○ | 校内や中学校区での組織づくりや研修体制等に視点をおいた取組 | 7 |
| ● | 実践研究校での課題 | 7 |

IV 章 道徳科の授業の実際

- | | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 教材（資料）の読み（分析） | 8 |
| | 教材分析シート | 12 |
| 2 | ねらいに迫るために | 13 |
| 3 | 基本的な授業の流れ | 14 |

V 章 授業力アップのための工夫

- | | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 校内研修の進め方 | 16 |
| 2 | ローテーション授業 | 17 |

VI 章 資料

- | | | |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 教科化への経緯と今後のスケジュール | 18 |
| 2 | 「特別の教科 道徳」の改正の概要 | 19 |
| 3 | 「特別の教科 道徳」における配慮事項 | 20 |
| 4 | 平成 27 年度道徳教育実践研究事業推進地域名等 | 22 |
| 5 | 「特別の教科 道徳」内容項目一覧表 | 23 |

I 章 道徳の時間は、「特別の教科 道徳」に変わりました

1 教科化へのスケジュール

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
小学校 平成27年度～平成29年度 移行期間 新学習指導要領の総則「特別の教科 道徳」の趣旨・内容を踏まえた取組が可能			「特別の教科 道徳」による 教育課程編成等	
中学校 平成27年度～平成30年度 移行期間 新学習指導要領の総則「特別の教科 道徳」の趣旨・内容を踏まえた取組が可能				「特別の教科 道徳」による 教育課程編成等

2 教科化で「変わること」「変わらないこと」

「変わること」

◇「道徳の時間」

⇒「特別の教科 道徳」（以下、道徳科という）となります。

◇これまで「領域」でしたが、「教科」になります。

◇検定教科書が、配布されます。

⇒小学校は、平成 30 年度 中学校は、平成 31 年度

◇評価が必要となります。

⇒数値などによる評価を行うことが適切でないことはこれまで通りです。

加えて、児童生徒の成長を見守り、努力を認めたり、励ましたりすることによって、児童生徒が自らの成長を実感し、更に意欲的に学ぼうとするきっかけとなるような評価を目指すことが求められています。

◇多様な指導方法の実施が求められます。

<なぜ、多様な指導方法が求められるのか>

道徳教育には、これまで「道徳の時間」の指導が形骸化している、授業がきちんに行えていない、学年が上がるにつれて児童生徒の受け止めがよくない等の指摘があります。今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、我が国は、厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。そこで求められるのが、時代や社会がいかに変化しようとも、チャレンジ精神をもって、それに立ち向かう子どもたちの育成、その中で生きていける子どもたちの育成です。

そのためには、全ての教育活動でパッシブ（受動的）に学習するのではなく、アクティブ（能動的）に学習する必要があります。それは、生き方にかかわっていることです。子どもたちが、自らの生き方の課題を、自分の体験したことを基にして見つけ、考える子どもを育てる必要があることから、道徳科の授業の改善が求められています。登場人物の心情をなぞるだけの授業ではなく、道徳的な諸価値を「考える」授業にしようとするものです。

<教科書が配布されるまでの教材の選択>

教科化にともない、小学校は平成 30 年度、中学校は平成 31 年度から検定教科書が給与されます。教材（主として読み物教材）として、児童生徒の発達の段階を考慮し、道徳的諸価値について、子どもが考えることができる適切なもの（人間のよさが描かれている）を選択する必要があります。

「変わらないこと」

◇**道徳教育の進め方**は、変わりません。

⇒道徳教育は、道徳科を要として、学校の教育活動全体を通じて行うものです。

◇道徳教育の**目標**は、変わりません。

⇒よりよく生きていくための基盤となる道徳性を養うことを目標とします。

◇**内容構成**は、変わりません。

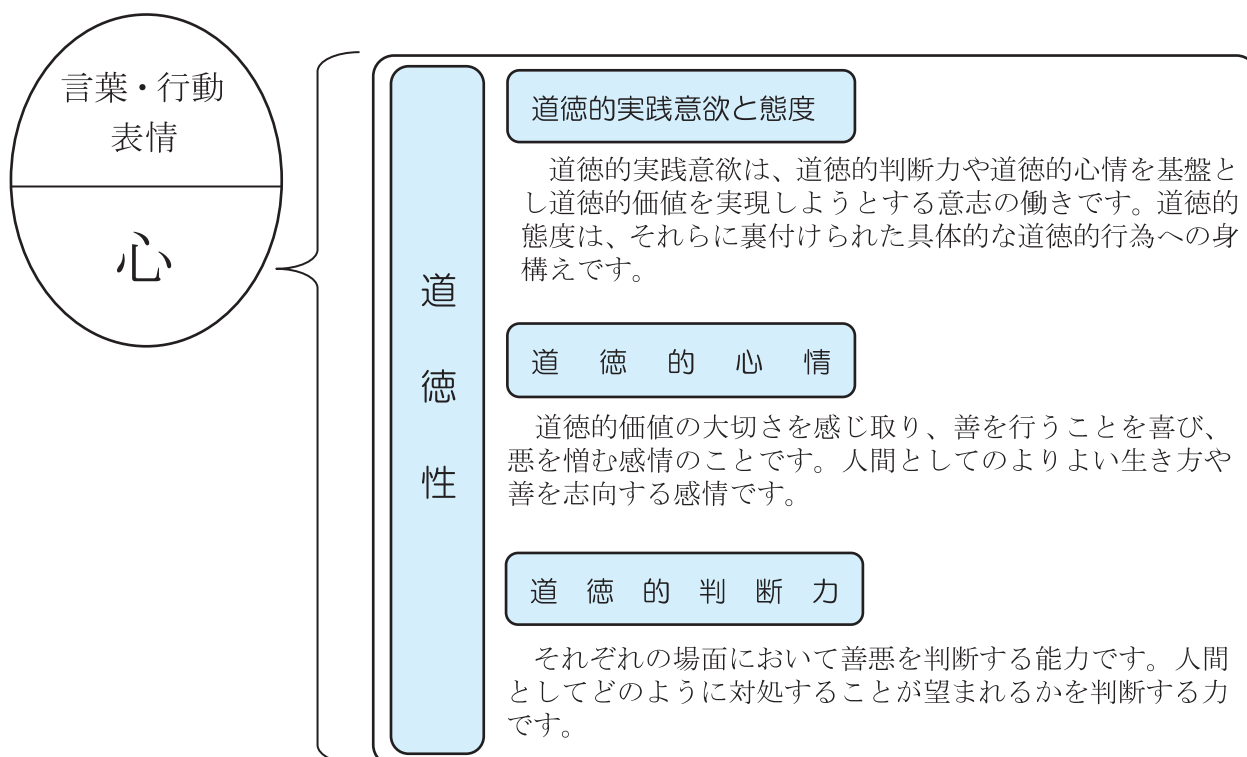
⇒児童生徒が、人間として他者とともによりよく生きていく上で学ぶことが必要と考えられる道徳的諸価値を含む内容は、変わりません。

※しかし、内容項目の4つの視点が見直されました。また、小学校で内容項目が追加されました。

◇年間授業時間数は、変わりません。

⇒年間授業時数は、35 時間（小学校 1 年生は 34 時間）が標準となります。

<道徳性とは>

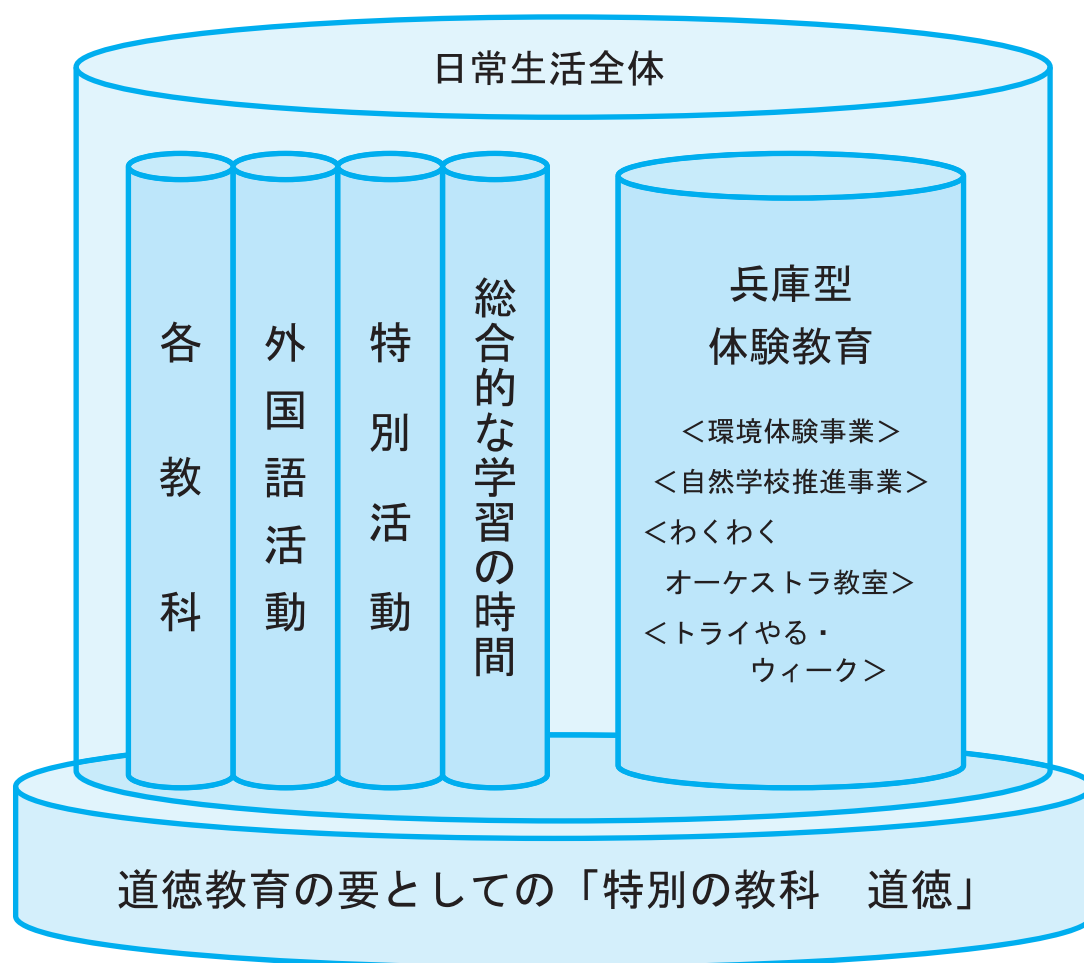


Ⅱ章 兵庫県の道德教育は

1 兵庫県の道德教育

兵庫県教育委員会では、これまで学習指導要領及び「ひょうご教育創造プラン」に基づき、児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやり等の道德性を育成するため、心の教育の基盤となる道德教育の充実を図ってきました。また、兵庫型「体験教育」等の体験活動を通じて、児童生徒の内面に根ざした道德性の育成に取り組んできました。

特に、「道德の時間」の充実について平成 23 年度から、児童生徒の自己の生き方のよりどころとなるような心に響く魅力的な教材として、兵庫ゆかりの人物・伝統文化・自然をとりあげた「兵庫版道德教育副読本」を県内の公立小中学校に個人配布し、「道德の時間」での学びに加え、学校教育活動全体を通じて活用するとともに、親子読書等により家庭や地域においても有効な活用を図ってきました。また、平成 26 年度には、国においては、「心のノート」を全面改訂し、「私たちの道德」を配布しました。今後も、各学校においては、「兵庫版道德教育副読本」と「私たちの道德」、それぞれの特徴を生かしながら、両者をうまく組み合わせて活用していきます。



2 兵庫県の道徳教育推進状況

本年度の各学校の道徳教育の推進状況について、「兵庫版道徳教育副読本」の活用状況等を把握し、道徳教育の一層の推進に資するために平成 27 年 9 月 28 日～平成 27 年 10 月 28 日に県内の全公立小中学校（中等教育学校を含む）1,109 校を対象に推進状況調査を実施しました。

＜調査結果の概要＞

(1) 校内体制の整備

- すべての学校で、道徳教育推進教師を中心とした機能的な校内組織・体制が整備されている。
- 「兵庫版道徳教育副読本」などを活用して校内研修を実施
小学校⇒95.4% 中学校⇒92.7%
- 小中学校が連携して道徳の時間の相互参観、合同研修などを実施
小学校⇒87.8% 中学校⇒89.8%

(2) 「兵庫版道徳教育副読本」の活用（目標：6 時間）

- すべての学校、すべての学年で、「道徳の時間の年間指導計画」に、「副読本」の活用が位置付けられている。
- ※「兵庫版道徳教育副読本」を活用した授業時数年間平均
小学校⇒5.4 時間 中学校⇒4.8 時間

(3) 「私たちの道徳」の活用

- すべての学校、すべての学年で、「道徳の時間の年間指導計画」に、「私たちの道徳」の活用が位置付けられている。
- ※「私たちの道徳」を活用した授業時数年間平均
小学校⇒5.7 時間 中学校⇒4.5 時間

(4) 家庭と連携した道徳教育の推進について（目標：すべての学級で公開）

- 道徳の時間を保護者や地域の方々に公開している。
小学校⇒100%（そのうち、すべての学級で公開は、81.6%）
中学校⇒95%（そのうち、すべての学級で公開は、67.4%）
- 「兵庫版道徳教育副読本」を学校以外の家庭や地域でも活用できるよう、学校ではなく家庭に置かせている。
小学校⇒95.3% 中学校⇒93.0%

3 兵庫版道德教育副読本について

(1) 兵庫版道德教育副読本作成の経緯

本県では、「ひょうご教育創造プラン」（平成 21 年～平成 25 年）に基づき、児童生徒の豊かな情操や規範意識、他者への思いやり等の道德性を育成するため、心の教育の基盤となる道德教育の充実を図るとともに、兵庫型「体験教育」等の体験活動を通して、児童生徒の内面に根ざした道德性の育成に取り組んできました。さらに、地域の特性を生かした実効性のある道德教育を推進し、学校・家庭・地域が連携した道德教育の充実を目指して、兵庫の先人たちの多様な生き方や考え方等に触れることができる副読本を作成することとしました。

＜副読本作成にあたっての基本方針＞（平成 21 年度から作成、平成 23 年 3 月から配布）

- ①教材に兵庫ゆかりの人物を取り上げるなど地域の特性を生かす。
- ②子どもたちに「生き方」について考えさせる。
- ③家に持ち帰って家族と一緒に読める。

(2) 兵庫版道德教育副読本の構成

○小学校低学年：ころろ はばたく

○小学校中学年：心 きらめく

○小学校高学年：心 ときめく

○中学校：心 かがやく

＜読み物教材＞

道德の授業で使うことを想定し、「先人に学ぶ」「自然と生きる」「伝統文化を受け継ぐ」を主な内容とし、小学校低学年 12 編、中学年 12 編、高学年 15 編、中学校 15 編で構成されています。

＜震災からの教訓＞

県の防災教育副読本「明日に生きる」から各 4 編

＜兵庫ゆかりの著名人のメッセージ＞

各 11～12 編

(3) 兵庫版道德教育副読本「読み物教材」の特徴

①主人公が道德的価値を自覚する教材

主人公が道德的価値を自覚する姿を描き、児童生徒がその姿から道德的価値の自覚を体験する。

②主人公の生き方を貫く信念を描いた教材

各場面に描かれた主人公の生き方を貫いた「信念」を手がかりとして、それを支えた道德的価値を考える。

これらを活用する授業では、主人公の心の揺れ・変化・高まりを考えさせる発問構成の工夫が求められます。つまり、児童生徒が第三者的な視点から主人公の行為を分析するのではなく、主人公に自己を投影させて道德上の問題について考えさせる授業展開が道德の時間では重視されます。

(4) 今後の兵庫版道德教育副読本の活用

改正された学習指導要領解説には、各地域に根ざした郷土資料など、多様な教材も併せて活用することが重要であると示されていることから、検定教科書導入後も積極的に活用していくこととしています。また、家庭での親子読書など家庭においても活用できるよう、「兵庫版道德教育副読本」は、引き続き家庭に置き、学校で使用する日には学校へ持参することとします。

Ⅲ章 平成 27 年度推進地域の取組と成果

平成 27 年度は、県内 11 地域を推進地域とし、教員の実践的な指導力の向上をテーマに取り組みました。推進地域の取組を分析すると大きく 3 つの取組の工夫がみられました。

○ 教材の分析等に視点ををおいた取組

読み物教材を使って道徳の授業をするためには、事前にその教材をしっかりと読み、授業者が教材に描かれている道徳上の問題（道徳的価値）をきちんと理解しておくことが大切です。研究校からは、「教材分析シート」を活用し、効果的に教材が分析できた事例が報告されています。

<実践校の成果>

- ・教材の分析方法を学ぶことで、教材の枠組みが見え、道徳の時間に読み物教材を扱うことへの抵抗感が少なくなった。来年度、それを参考にして、さらに分析ができるようにまとめて保存した。
(西脇市立重春小学校)
- ・「教材分析シート」を活用し、教師一人一人が教材を熟読し、しっかりと教材の読みをすることで、自信を持って授業を行うことができた。
(多可町立八千代北小学校)
- ・「教材分析シート」を活用し、職員が共通理解して取り組むことができた。「兵庫版道徳教育副読本」や「私たちの道徳」の分析方法が分かった。
(篠山市立西紀小学校)
- ・「教材分析シート」を活用し、教材について深く考えることができ、授業展開の手立てとなった。
(姫路市立琴陵中学校区)

<教材分析シートについて> P 8 ~ P12

○ 指導方法等に視点ををおいた取組

道徳の授業は、同じ教材を使って次に授業するまでには、長い場合は、小学校では 6 年後、中学校では 3 年後となることがあります。このため、授業の反省点を次の授業に生かすことが難しい、1 つの教材を深く研究することが難しい等の課題があります。研究校からは、「ローテーション授業」を実施し、先生が自信を持って授業展開ができた等、その有効性が報告されています。

<実践校の成果>

- ・中学校では、一部の教材を全学年でローテーションで実施した。授業参観後の反省会で、成果と課題を学校全体で共有することができた。
(香美町立小代中学校)
- ・初めての試みで構えてしまった。しかし、ローテーション授業が動き出せば、普段よりも教師間で発問の良し悪しや板書例を協議し合う教師の姿が見られた。また、生徒が大変前向きで、新鮮な気持ちで授業に参加した。授業者が、自信を持った発問で生徒に向き合えた。
(西宮市立甲武中学校)
- ・全学年一斉にローテーション授業を実施することで、職員室で道徳の授業についての話題が聞かれた。他の授業者の授業方法を知り、もっと教材研究をしたい等、少しずつ授業力向上へと発展していった。
(伊丹市立南中学校)
- ・ローテーション授業をすることで、ねらいや発問が精選された。
(西脇市立重春小学校)
- ・授業後の早いうちに同一資料で再度授業できることが授業力向上につながった。教師間でどの教材を選ぶか、どう教えるかなどについてコミュニケーションが増え、さらに学級や学年の理解にもつながった。担任外が授業することで、道徳の授業を参観する機会がもてた。
(多可町立八千代中学校)
- ・ローテーション授業を活用して相互参観した。「授業の視点」を設定し、指導者が、授業で意識すべきことが明確になった。
(西脇市立西脇南中学校)

<ローテーション授業について> P17

<問い返しについて> P13

○ 校内や中学校区での組織づくりや研修体制等に視点をいった取組

道徳の授業は、学級担任が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実することが求められています。研究校からは、機能的な校内研修や研修体制についての事例が報告されています。

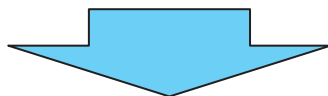
<実践校の成果>

- ・中学校区合同研修3回、小学校研修1回、中学校研修3回を実施し、小中それぞれ授業公開した。
(神戸市立有馬中学校)
- ・小中学校の教師が、合同で授業研修や親睦を深める機会などを設けたことにより、以前よりも風通しのよい話しやすい関係になった。児童が、中学校の先生から道徳を学習したり、中学校を見学することで、中学校生活への意欲が高まった。また、中学校の先生が小学校の様子を知る機会がもてた。
(伊丹市立南小学校)
- ・「特別の教科 道徳」へのスムーズな移行を目指し、中学校区で研究組織をつくり、小中で連携し合同で授業研究を行った。
(相生市立那波中学校区)
- ・保護者へのアンケート結果から、道徳教育の全体計画、年間指導計画を見直し、保護者の願いに立脚した指導を行うことができた。夏休み親子読書等の取組において、「兵庫版道徳教育副読本」や「私たちの道徳」の活用促進につなげることができた。
(香美町立小代中学校区)
- ・教職員の指導力を向上させていくための組織をつくり、年間3回の道徳授業研究会、指導案検討の学年道徳研修会、校外研修会を実施した。また、指導案を電子データで保存した。
(篠山市立西紀中学校)
- ・小中連携研修会では、講師を招聘し評価についての研修会を実施した。
(伊丹市立南中学校)
- ・全教員で研修会を何度も実施した。授業参観や授業記録を確認し、意見交流を行った。
(芦屋市立浜風小学校)

<校内研修について> P16

● 実践研究校での課題

- ・中心発問の設定が予想以上に難しく、全生徒の心を揺さぶることができる教材を選び、予想される生徒の発言をきめ細かく設定できる研修を行わなければならない。
(西宮市立甲武中学校)
- ・年間指導計画を改正学習指導要領に合ったものへ、どのように変更していくか。
(西脇市立重春小学校)
- ・全面実施に向けたロードマップの作成と教員の学習指導要領の改正点の研究と効果的な授業研究体制を確立する。
(西脇市立西脇南中学校)
- ・読み取る道徳から、考える道徳を目指す。
(多可町立八千代北小学校)
- ・教材分析や対話する力など教師の力量をさらに高めるために、継続して取り組んでいく。
(南あわじ市立三原中学校)



各推進地域の実践事例をもとに、道徳教育実践推進協議会と県教育委員会で取組事例を再構成し、第Ⅳ～Ⅴ章にまとめました。

Ⅳ章 道徳科の授業の実際

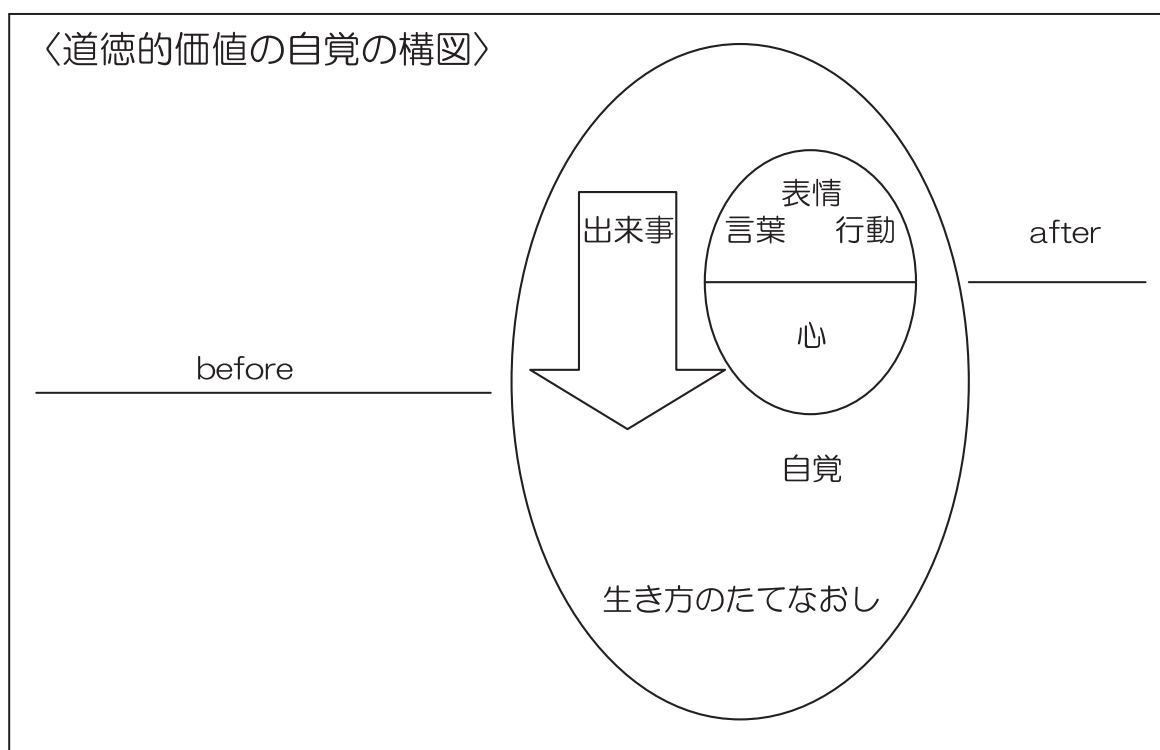
各教科の指導と道徳科の指導には、根本的な違いがあります。教科の場合は、知らないことを知る（無知⇒知）への飛躍が生じます。これに対して、道徳的なことは、授業が始まるまでにすでに何らかの形で知っています。つまり、授業では、知から自覚への深まりが求められます。知から自覚への橋渡しをするのが、教材の役割です。

まず、教材の深い読みと解釈が必要です。また、骨格のしっかりした授業にするために、教材を構造的にとらえることが、ねらいに迫る授業にするための必要条件です。ねらいに迫るためには、さらに吟味された発問とそれに対する児童生徒の答えをよく聞き対話することが必要です。以下に、そのポイントを示します。

1 教材（資料）の読み（分析）

教材は、授業を左右する最も大切なものです。授業者が、教材に描かれている道徳上の問題（道徳的価値）をきちんと読むことで、ねらいに迫る授業となります。

私たちは、例えば「命の大切さ」「努力することの大切さ」といった道徳的価値を知っています。しかし、普段はあまり意識していません。何かの出来事が自分や身近に起こったときに身に沁みて感じ、その価値を深く自覚します。そして、その後の生き方につながります。このことを図にすると次のようになります。



道徳の読み物教材は、このように「主人公が道徳的価値を自覚する」が基本にあり、児童生徒は登場する主人公に自己を投影し、教材に描かれた人間の生き方を考えていきます。

では、教材をどのように読み、発問を考えていけばよいのでしょうか？

教材「未来にのこそう 私たちの浄土寺」（兵庫版道徳副読本小学校5・6年）を例に手順（1）～（8）を示します。

(1) 教材を読んで骨格をつかむ

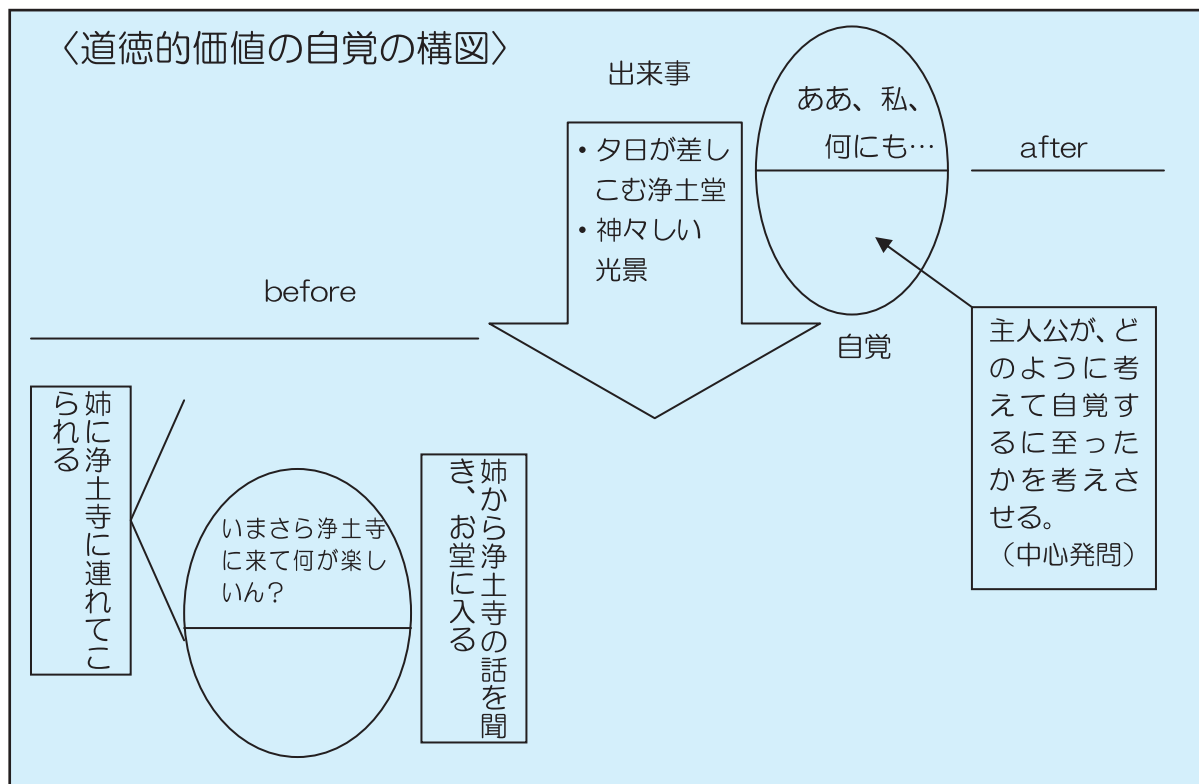
教材を読みながら、「ここが問える」「この気持ちを問う」等と問うところを探す読み方ではなく、まず、道徳上の問題、道徳的価値をつかみます。

- ① 生き方を自覚したのは誰か。(主人公)
- ② 生き方を自覚することになった出来事は何か。
- ③ 主人公が生き方を自覚するのはどこか。

- ・ ①ひとみ
- ・ ②夕日が差しこむ浄土堂、神々しい光景
- ・ ③「ああ、私、何にも・・・」

(2) 構図をつくる

上記(1) でつかんだことを、構図に書いてみると、教材全体の構成をつかむことができます。



(3) 中心発問をつくる

ねらいに迫る授業にするためには、中心発問が最も大切な問いです。中心発問は、主人公が生き方を自覚するところ、つまり、上記(1)の③の文章を用いてつくります。

「ああ、私、何にも……」というひとみは、どんなことに気づいたのでしょう。

（４）中心発問に対する予想される児童生徒の反応（答え）を考える

問いに対して、児童生徒がどのように考えるかを予想しておくことは大事なことです。考えられる限りたくさん出します。

児童生徒の答えは、「後悔、反省」「感謝」「これからの生き方」などに分けられるので、それらを分類しておくといいです。板書にも活用できます。

（後悔・反省）

- ・住んでいる町にこんなすばらしいものがあるなんて。
- ・恥ずかしい。自分の町のことを知らなかった。
- ・お姉ちゃんごめん。すごいことを知らなかった。

（感謝）

- ・お姉ちゃんありがとう。
- ・こんな世界があることを教えてくれて。

（これからの生き方）

- ・赤ちゃんに伝える。
- ・友だちにも伝えよう。また来よう。
- ・見つけた宝物を大切にしよう。

（５）主題・内容項目を決める

上記（１）～（４）までで、何かの出来事によって主人公が自覚したり気付いたり、また深く考えさせられた道徳的価値が明らかになります。よってこの段階で主題・内容項目を決定します。

伝統と文化の尊重

（６）中心発問以外の場面の発問（基本発問）とその答えを考える

中心発問でしっかり考えるために、中心発問までの場面のストーリーを把握します。道徳上の問題が起こった場面、道徳的価値を自覚する前の主人公の姿等が把握できるような基本発問をつくります。基本発問は精選し、数が多くならないようにします。

基本発問

どうしてひとみは「いまさら浄土寺に来て何が楽しいん？ 何回も来てるやん！」と言ったのでしょうか。

- ・暑いのに。
- ・見たいテレビがあったのに。
- ・低学年の頃にはよく行ったのに今さらなんで行かなあかんの。

(7) ねらい

曖昧なねらいから脱却して、この授業で何をねらっているのかを明確にします。そのために、内容項目をそのまま写すだけでなく、教材と結びつけて具体的に記述します。

- <書き方> (A)教材の活用を簡潔に表記する。(主人公が道徳的に変化する場合は「出来事(助言)」の部分抜き出す)
- (B)内容項目から適切に抜き出す。
- (C)道徳性の要素(道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度)のいずれかを入れる。

(A)夕日の差し込む浄土堂の神々しい光景を見て	道徳的に変化するひとみを通して
(B)我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心を持とう	とする
(C)道徳の実践意欲	を育てる。

(8) ねらいとする道徳的価値

教材を手がかりにして児童生徒が考える「伝統と文化の尊重」についての道徳的価値を、授業者は児童生徒が理解しているよりもさらに深い理解が必要です。

学習指導要領解説の「第3章 第2節 内容項目の指導の観点」には、内容項目の概要が記述されているので熟読し、適切に抜き出します。

我が国や郷土の伝統を継承することは、長い歴史を通じて培われ、受け継がれてきた風俗、習慣、芸術などを大切にし、それらを次代に引き継いでいくということである。我が国や郷土の伝統と文化を大切にする心は、過去から現在に至るまでに育まれた我が国や郷土の伝統と文化に関心をもち、それらと現在の自分との関わりを理解する中から芽生えてくるものである。それは、国や郷土を愛する心へとつながり、さらに、我が国が果たすべき役割と責任を自覚することにもつながるものである。

(小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編より)

教材分析シート 主人公が道徳的価値の自覚をする場合 (コピーして活用してください)

	教材名 (出典)	5	主題・内容項目	
1	教材を読む (骨格をつかむ)		中心発問以外の場面の発問 (*場面の数は教材(資料)による)	予想される児童生徒の反応 (答)
2	①生き方を自覚(変化)したのは誰か、(主人公) ②生き方を自覚(変化)することになった出来事(助言)は何か ③生き方を自覚(変化)するのはどこか <構図> before 出来事 (助言) after 自覚	6	場面	
3	中心発問	7	ねらい	(A) (B) (C)
4	中心発問に対する 予想される児童 生徒の反応 (答え)		※書き方 (A): 教材の活用を簡潔に表記する。(主人公が道徳的に変化する場合は、「出来事(助言)」の部分 抜き出して表記する。 (B): 内容項目から適切に抜き出す。 (C): 道徳性の要素(道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度)を入れる。	(道徳的に変化する)主人公を通して しようとする を育てる
	補助発問 (道徳的価値をさらに深く考えられるように問いを準備する)	8	本時で考える 道徳的価値 (*上記「7」の (B)の理解)	

2 ねらいに迫るために

中心発問の重要性

児童生徒が授業が楽しい、面白いと感じるのは「考える」からです。

中心発問に至るまではストーリーが分かっているだけでよいのです。しかし中心発問は授業の「山」ですから、ねらいに迫る必要があります。道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えが深まる中心発問が用意されなくてはなりません。書いてあることを答えただけでは児童生徒は満足しません。中心発問の吟味は最も重要です。

対話する

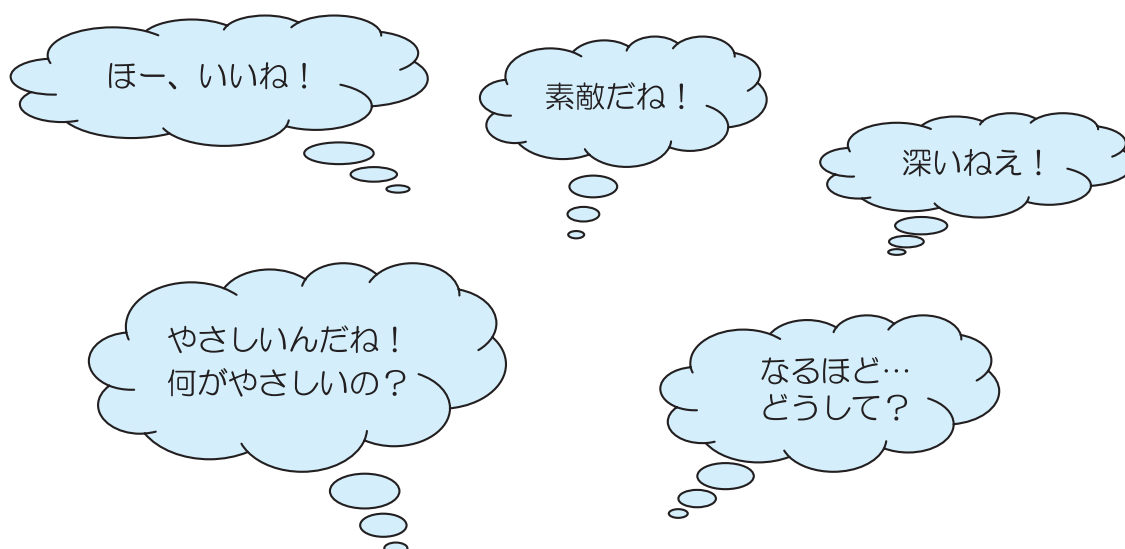
中心発問では、多様な感じ方や考え方を出し合うだけでなく、教師の問い等によって、出された多様な考えをもとに比べあい、違いの意味を確認しあったり、対立し、議論するなど児童生徒の考えを深めていくことが大切です。

① 受容する

中心発問では、書いてあることを答えるだけでなく、児童生徒が自分なりに考えたことを発言します。それをそうだねと受容し承認します。児童生徒の最も言いたいであろう言葉を復唱したり、「いいねえ」「なるほど」「素敵だね」と受け止めることが大切です。児童生徒は認められたら嬉しく思います。

② さらに問う（問い返し）

一問一答ではなかなか深まりません。そういう場合は、「どういうこと？」「何でよかった？」「もう少し詳しく教えて」と、児童生徒の発言を手がかりにさらに問う必要があります。さらに問うことによって、次第に主題に近付くことができます。



3 基本的な授業の流れ

◇導入段階・・・主題に対する児童生徒の興味や関心を高める段階です。

ポイント

導入は簡潔に！ 教材名を告げるだけでもよい。

◇展開段階・・・児童生徒が道徳的価値の自覚を図る最も大事な段階です。

ポイント

教材の範読

教師が範読する。スピードは、児童生徒の思考の速さに合わせた読みを心がける。長い教材であっても急がず、児童生徒がイメージできるようにゆっくり読み、読み終わって改めてあらすじを説明しなくてすむようにする。

範読のあと、一呼吸の間をおき、児童生徒が教材の余韻に浸れるようにする。

基本発問

最初の発問は、書いてあることを答えさせる簡単なもので、発言しやすい雰囲気をつくるとよい。
(例) 小学校では登場人物の確認など。

各発問の前に場面状況を説明し、児童生徒が考えやすいようにする。

基本発問

中心発問までは、ストーリーが掴めたらよいので、発問が多くならないようテンポよく進め、15～20分程度を目安とするとよい。

中心発問をする前に、中心の問題が何であるかを分かるように、場面状況を簡潔に説明するとよい。

中心発問

児童生徒が道徳的価値を更に深く考えられるように、問い（補助発問）を準備しておく。

児童生徒の発言を受容、承認し、発言の裏にある思いをキャッチするよう心がけ、対話する。

中心発問のところは、授業の「山（ヤマ）」なので、十分に時間をかける。15分～20分程度を目安とするとよい。

◇終末段階・・・1時間のまとめをする段階です。

ポイント

終末は、余韻を残す！

教師の話は説論や価値の押しつけにならないよう、児童生徒が、生きることに夢や希望・勇気がわくような内容にするとよい。授業を通して、思ったことや感じたことなどを自由に書く時間を大切にする。

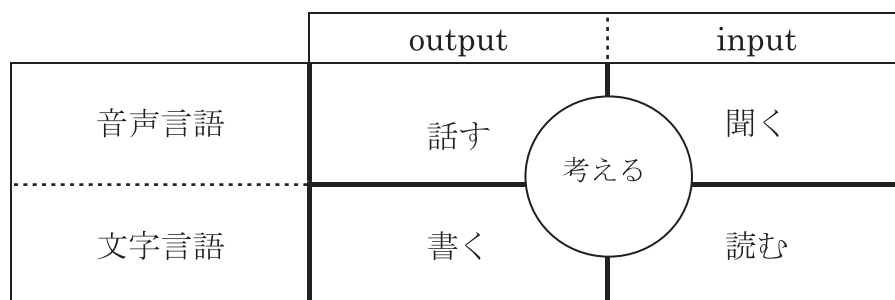
発達段階による工夫・・・発達段階によって、例えば

小学校1・2年生 ⇒ その授業で考えた道徳的価値を明確にする。

小学校3・4年生 ⇒ 自分たちの生活に結びつけて生活を振り返る。

小学校高学年～中学校 ⇒ その授業で考えたことを振り返って文章化する。 等

<道徳の授業における言語活動とは>



○授業では、音声言語の「話す」「聞く」の対話が大切です。児童生徒に書かせた内容を単に読ませることで、「話す」と考えるのは、間違いです。

○授業では、教師は児童生徒の「心」を聞くことが大切です。教師は、児童生徒の考えを引き出す役割を主とします。そのため、授業記録をとってみるとよいでしょう。

V章 授業力アップのための工夫

1 校内研修の進め方

県教育委員会では、小学校は平成 30 年、中学校は平成 31 年の道徳科の全面実施に向けて、「教員の道徳の時間の実践的な指導力の向上」を最重要課題としています。そのためには、学校全体で計画的に研修していくことが必要です。年間研修計画のモデルを示します。

<校内研修の進め方例>

4 月	・研修会①：年度当初に「自校の道徳教育」について共通理解を図ります。 ⇒重点目標、全体計画、年間指導計画等を確認
5 月 ～ 7 月	・研修会②：道徳教育の目標等、基礎基本を確認 教材の分析方法、授業の進め方、指導案の書き方等 ⇒学校全体で共通理解 ・研修会③：授業を参観して、課題や改善点を確認し、ステップアップを図 (授業研究会) る。
夏 休 み	・研修会④：指導案の作成、学年等で検討 ・ローテーション授業の実施計画 ・市町教育委員会等主催の道徳講座、道徳研究会等に参加し学んだ内容を校 内で共有 ・保護者に「兵庫版道徳教育副読本」を読んでもらい、感想を募集
9 月 ～ 12 月	・ローテーション授業の実施 ・研修会⑤：教材の読みは的確か、中心発問は妥当か、対話はあるか等を (授業研究会) テーマに事後研修会を実施 ・地域や保護者に公開授業 ⇒夏休みに保護者に書いてもらった感想等を掲示 ・各地区の研究会に参加 ⇒研修内容を校内で共有
1 月 ～ 3 月	・研修会⑥：教材の読み、中心発問、補助発問、対話等をテーマに事後研 (授業研究会) 修会を実施 ・次年度に向けて、課題の精選 ・全体計画、年間指導計画の見直し ・教材、指導案等を電子データ等で保存。紙芝居や挿絵等を学年別の戸棚 等に整理

研修のポイント

○研修した中から、できることを校内で申し合わせます。

例えば、「中心発問は、15～20 分とし、児童生徒と対話しよう」と申し合わせ、みんなで取り組むことで意見交流が容易になります。研修をするたびに申し合わせ事項を 1 つ、2 つと増やしましょう。

○講師を招聘する研修会は、できるだけ多くの教職員が出席できるよう、近隣の小中学校に知らせましょう。学ぶ機会が増えれば、小中連携、区域連携がさらに進みます。

○継続は力です。

2 ローテーション授業

道徳の授業は、学級担任が日頃の児童生徒との関係を生かして行うことが原則ですが、学級担任がある教材を用いて授業を行った場合、その資料で再び授業するのは、年度が変わり再び同じ学年を担当したときになります。

ローテーション授業は、例えば学年に3クラスある場合、各学級担任がそれぞれ担当する教材を決めて、その教材を使って3つのクラスで授業をするものです。

授業の反省点をすぐに次の授業で生かすことができ、1つの教材を深く研究できる利点があり、授業力の向上が期待できます。年間に何回かは、このようなローテーション授業を行い、「この教材を使った道徳の授業は任せて！」という自信につなげましょう。

例　A教諭は「留さんのボギー」 B教諭は「ひとすじの道」 C教諭は「運命の木」を担当する

	1 週目	2 週目	3 週目
1 組	A 教諭 「留さんのボギー」	C 教諭 「運命の木」	B 教諭 「ひとすじの道」
2 組	B 教諭 「ひとすじの道」	A 教諭 「留さんのボギー」	C 教諭 「運命の木」
3 組	C 教諭 「運命の木」	B 教諭 「ひとすじの道」	A 教諭 「留さんのボギー」



「留さんのボギー」より



「運命の木」より



「ひとすじの道」より

Ⅵ章 資 料

1 教科化への経緯と今後のスケジュール

道徳の時間の課題

(文部科学省ホームページより抜粋)

- 「道徳の時間」は、各教科に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 発達の段階などを十分に踏まえ、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(道徳科)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- 道徳科に検定教科書を導入
- 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - ・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

「考える」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育む

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

<教科化に向けてのスケジュール>

	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	31年度 (2019)
学習指導要領等	移行期間(小学校)		教育課程編成等(小)	
	移行期間(中学校)		教育課程編成等(中)	
	移行期間は、新学習指導要領の総則、「特別の教科 道徳」の趣旨・内容を踏まえた取組が可能			
検定教科書	検定(小)	採択・供給(小)	検定教科書使用開始(小)	
		検定(中)	採択・供給(中)	検定教科書使用開始(中)

2「特別の教科 道徳」の改正の概要（文部科学省研究協議会資料より）

「道徳の時間」を「特別の教科 道徳」として位置付ける

- 道徳の時間については、学習指導要領に示された内容を体系的に学ぶという教科と共通する側面と、学校の道徳教育全体の要となって人格全体に関わる道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、数値などによる評価はなじまないことなどの教科にはない側面がある。
- このことを踏まえ、学校教育法施行規則において、新たに「特別の教科」という枠組みを設け、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付ける。

目標を明確で分かりやすいものに改善する

- 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育も、「特別の教科 道徳」も、道徳に係る内面の向上やそれに基づく道徳的实践を求めるものであり、最終的には、「道徳性」の育成が目標。
- このことを踏まえ、学校の道徳教育の目標については、現行の学習指導要領の規定を整理し、簡潔な表現に改める。
- 「特別の教科 道徳」の目標については、道徳性の育成に向けて重視すべき具体的な資質・能力を明確化する観点から、例えば、様々な道徳的価値を自分との関わりも含めて理解し、それに基づいて内省し、多角的に考え、判断する能力、道徳的心情、道徳的行為を行う意欲や態度を育てることなどを通じて、一人一人が生きていく上で出会う様々な問題や課題を主体的に解決し、よりよく生きていくための資質・能力を培うこととして示す。

道徳の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する

- 学習指導要領に示す四つの視点（「1 主として自分自身に関すること」、「2 主として他の人との関わりに関すること」、「3 主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」、「4 主として集団や社会との関わりに関すること」）の意義を明確にするとともに、その順序等を適切に見直す。
- 内容項目について、いじめの問題への対応や生命を尊重する精神の育成をはじめ、児童生徒の発達の段階や実態、環境の変化などに照らして改善を図るとともに、キーワード（例：「正直、誠実」「公正、公平、正義」）なども活用しつつ、より体系的で効果的な示し方を工夫する。
- 情報モラルや生命倫理などの現代的課題の扱いを充実する。

多様で効果的な指導方法の積極的な導入する

- 対話や討論など言語活動を重視した指導、道徳的習慣や道徳的行為に関する指導や問題解決的な学習を重視した指導などを柔軟に取り入れる。
- 小学校と中学校の違いを踏まえた指導方法の工夫など、指導の効果を上げるための多様な取組を行う。
- 道徳の指導計画が効果的に機能するよう改善する。
- 学校における指導体制の充実及び小・中学校の連携を一層図る。
- 授業公開、また、家庭や地域の人々も参加できる授業の工夫など、家庭や地域との連携の強化を図り、家庭や地域にも開かれた道徳教育を進める。

「特別の教科 道徳」に検定教科書の導入

- 「特別の教科 道徳」の特性を踏まえ、教材として具備すべき要件に留意しつつ、民間発行者の創意工夫を生かすとともに、バランスのとれた多様な教科書を認めるという基本的な観点に立ち、中心となる教材として、検定教科書を導入する。
- 「特別の教科 道徳」の教科書の著作・編集や検定の実施を念頭に、学習指導要領の記述をこれまでよりも具体的に示すなどの配慮を行う。
- 教科書だけでなく、多様な教材が活用されることが重要であり、国や地方公共団体は、教材の充実のための支援に努める。

一人一人の良さを伸ばし、成長を促すための評価

- 児童生徒の道徳性の評価については、多面的、継続的に把握し、総合的に評価する。ただし、「特別の教科 道徳」について、数値などによる評価は不適切。
- 指導要録に「特別の教科 道徳」の評価を文章で記述するための専用の記録欄を設けることや、道徳教育の成果として行動に表れたものを適切に評価するため、「行動の記録」を改善し活用することなどにより、評価の改善を図る。

3 「特別の教科 道徳」における配慮事項

(学習指導要領解説特別の教科 道徳編より)

○ 指導計画作成上の配慮事項

各学校においては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、道徳科の年間指導計画を作成するものとする。

なお、作成に当たっては、第2※に示す内容項目について、各学年において全て取り上げることとする。その際、児童生徒や学校の実態に応じ、小学校では6年間、中学校では3年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導、一つの内容項目を複数の時間で扱う指導を取り入れるなどの工夫を行うものとする。

○ 指導の配慮事項

① 道徳教育推進教師を中心した指導体制

道徳科の授業は、学級担任の教師が行うことを原則とするが、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

② 道徳科の特質を生かした計画的・発展的な指導

道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に係る指導を補うことや、児童生徒や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること。

③ 児童生徒が主体的に道徳性を育むための指導

児童生徒が自ら道徳性を養う中で、自らをふり返って成長を実感したり、これからの課題や目標を見付けたりすることができるよう工夫すること。その際、道徳性を養うことの意義について、児童生徒自らが考え、理解し、主体的に学習に取り組むことができるようにすること。さらに中学校においては、発達段階を考慮し、人間としての弱さを認めながら、それを乗り越えてよりよく生きようとすることのよさについて、教師が生徒と共に考える姿勢を大切にすること。

④ 多様な考え方を生かすための言語活動

児童生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり討論したり書いたりするなどの言語活動を充実すること。さらに中学校においては、様々な価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、更に新しい見方や考え方を生み出していくことができるよう留意すること。

⑤ 問題解決的な学習など多様な方法を取り入れた指導

児童生徒の発達の段階や特性等を考慮し、指導のねらいに即して、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等を適切に取り入れるなど、指導方法を工夫すること。その際、それらの活動を通じて学んだ内容の意義などについて考えることができるようにすること。また、特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること。

⑥ 情報モラルと現代的な課題に関する指導

小学校：児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2※に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

中学校：生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2※に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

⑦ 家庭や地域社会との連携による指導

道徳科の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに家庭や地域の人々、各分野の専門家等の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ること。

※一部改正学習指導要領 第3章 特別の教科 道徳 第2 内容

4 平成 27 年度 道徳教育実践研究事業推進地域名等

平成 27 年度道徳教育実践研究事業推進地域名

地 区	学 校 名
神戸市	神戸市立有馬中学校
	神戸市立有馬小学校、神戸市立有野台小学校、神戸市立有野東小学校
阪 神	西宮市立甲武中学校
	芦屋市立浜風小学校
	伊丹市立南中学校
	伊丹市立南小学校
播磨東	西脇市立西脇南中学校
	西脇市立重春小学校
	多可町立八千代中学校
	多可町立八千代北小学校
	多可町立八千代西小学校
	多可町立八千代南小学校
播磨西	姫路市立琴陵中学校
	姫路市立城西小学校、姫路市立船場小学校
	相生市立那波中学校
	相生市立相生小学校、相生市立那波小学校、相生市立青葉台小学校
但 馬	香美町立小代中学校
	香美町市小代小学校
丹 波	篠山市立西紀中学校
	篠山市立西紀小学校
淡 路	南あわじ市立三原中学校
	南あわじ市立市小学校、南あわじ市立榎列小学校、南あわじ市立八木小学校、南あわじ市立神代小学校、
	南あわじ市立三原志知小学校

平成 27 年度兵庫県道徳教育実践推進協議会委員

職 名		氏 名
学識経験者	関西学院大学大学院元教授	横 山 利 弘
	兵庫教育大学大学院教授	谷 田 増 幸
	兵庫教育大学大学院非常勤講師	行本 美千子
	兵庫教育文化研究所事務局長	杉 浦 光 生
学校関係者	小学校教育研究会道徳部会理事	小 林 敏
	中学校教育研究会道徳部会会長	磯 辺 次 雄
	伊丹市立南中学校教諭	甲斐 公美子
	三木市立緑が丘東小学校主幹教諭	平 石 光 子
	朝来市立和田山中学校教諭	岩 野 智 哉
	洲本市立都志小学校教諭	岡 田 康 孝
行 政	姫路市教育委員会学校教育部人権教育課指導主事	岡 崎 由 佳

参考資料

○指導資料『道徳の時間』を要とした道徳教育の充実」

(平成 27 年 3 月)

○指導資料『道徳の時間』の充実のために」

(平成 26 年 3 月)

○指導資料「副読本の効果的な実践のために」

－平成 23 年度道徳教育推進拠点校事業、平成 24 年度道徳教育推進地域・推進校事業－
(平成 25 年 3 月)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/doutoku/shidoushiryou.pdf>

○平成 23 年度「兵庫県道徳教育推進協議会」提言

「深まり」と「つながり」のある道徳教育

－「兵庫県道徳教育副読本」の有効な活用をめざして－ (平成 24 年 3 月)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/doutoku/teigen.pdf>

○生命を尊重する心」と「規範意識」の育成 (平成 22 年 3 月)

<http://www.hyogo-c.ed.jp/~gimu-bo/houkoku/21doutokutebiki.pdf>

５ 「特別の教科 道徳」内容項目一覧表

(4つの視点が見直されました・内容項目の内容を示すキーワードが明示されました)

	小学校第1学年及び第2学年(19)	小学校第3学年及び第4学年(20)
A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断、 自律、自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは勇気を持って行うこと。
正直、誠実	(2) うそをついたりごまかししたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること。	(2) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気に生活すること。
節度、節制	(3) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。	(3) 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気付くこと。	(4) 自分の特徴に気付き、長所を伸ばすこと。
希望と勇気 努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。
真理の探究		
B 主として人との関わりに関すること		
親切、思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃お世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれる人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。
友情、信頼	(9) 友達と仲良くし、助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。
相互理解、寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること		
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。
公正、公平、社会正義	(11) 自分の好き嫌いにとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度を接すること。
勤労、公共の精神	(12) 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。
家族愛、 家庭生活の充実	(13) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つこと。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくること。
よりよい学校生活、 集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。
伝統と文化の尊重、 国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着を持つこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること		
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り、生命のあるものを大切にすること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。
感動、畏敬の念	(19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。
よりよく生きる喜び		

小学校第5学年及び第6学年(22)		中学校(22)	
A 主として自分自身に関すること			
(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。	(1) 自律の精神を重んじ、自主的に考え、判断し、誠実に実行してその結果に責任をもつこと。		自主、自律、自由と責任
(2) 誠実に、明るい心で楽しく生活すること。			
(3) 安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。	(2) 望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。		節度、節制
(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。	(3) 自己を見つめ、自己の向上を図るとともに、個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。		向上心、個性の伸長
(5) より高い目標を立て、希望と勇気を持ち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。	(4) より高い目標を設定し、その達成を目指し、希望と勇気を持ち、困難や失敗を乗り越えて着実にやり遂げる。		希望と勇気、克己と強い意志
(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。	(5) 真実を大切にし、真理を探究して新しいものを生み出そうと努める。		真理の探究、創造
B 主として人との関わりに関すること			
(7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。	(6) 思いやりの心をもって人と接するとともに、家族などの支えや多くの人々の善意により日々の生活や現在の自分があることに感謝し、進んでそれに応え、人間愛の精神を深める。		思いやり、感謝
(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応える。			
(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。	(7) 礼儀の意義を理解し、時と場に応じた適切な言動をとること。		礼儀
(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていく。	(8) 友情の尊さを理解して心から信頼できる友達をもち、互いに励まし合い、高め合うとともに、異性について理解を深め、悩みや葛藤も経験しながら人間関係を深めていく。		友情、信頼
(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。	(9) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、それぞれの個性や立場を尊重し、いろいろなものの見方や考え方があることを理解し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていく。		相互理解、寛容
C 主として集団や社会との関わりに関すること			
(12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。	(10) 法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める。		遵法精神、公德心
(13) 誰に対しても差別することや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努める。	(11) 正義と公正さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努める。		公正、公平、社会正義
(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。	(12) 社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努める。		社会参画、公共の精神
(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。	(13) 勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。		勤労
(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に関心すること。	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族の一員としての自覚をもって充実した家庭生活を築く。		家族愛、家庭生活の充実
(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切に、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつ。	(15) 教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に関心すること。		よりよい学校生活、集団生活の充実
(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努める。	(16) 郷土の伝統と文化を大切に、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努める。		郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度
	(17) 優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努める。		我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度
	(18) 世界の中の日本人としての自覚をもち、他国を尊重し、国際的視野に立って、世界の平和と人類の発展に寄与すること。		国際理解、国際貢献
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること			
(19) 生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。	(19) 生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。		生命の尊さ
(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。	(20) 自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努める。		自然愛護
(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を越えたものに対する畏敬の念をもつ。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を越えたものに対する畏敬の念を深める。		感動、畏敬の念
(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる。	(22) 人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだす。		よりよく生きる喜び



指導資料

「特別の教科 道徳」の全面実施に向けて
平成28年3月

発 行 兵庫県教育委員会

連絡先 〒650-8567

神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL(078)341-7711 (代表)